

岩手県告示第333号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第47号）附則第4条第3項の規定により、指定検査機関として次のとおり食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号。以下「法」という。）第21条第1項の指定をしたとみなされた。

平成29年4月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 指定検査機関の名称 一般社団法人岩手県獣医師会
- 2 主たる事務所の所在地 盛岡市中央通三丁目7番24号
- 3 指定をした日 平成29年4月1日
- 4 食鳥検査の業務を行う事務所の所在地 盛岡市中央通三丁目7番24号
- 5 指定検査機関に行わせることとした食鳥検査の業務 次の食鳥処理場に係る法第15条第6項に規定する食鳥検査の業務

食鳥処理場の名称	所在地
株式会社アマタケ大船渡工場	大船渡市盛町字二本杵5番地
株式会社十文字チキンカンパニー久慈工場	久慈市小久慈町第63地割16番地1
株式会社オヤマ	一関市室根町折壁字愛宕下161番地
株式会社オヤマ藤沢工場	一関市藤沢町黄海字八景下80番地3
株式会社十文字チキンカンパニー二戸工場	二戸市仁左平字大段12番地3
岩手農協チキンフーズ株式会社八幡平工場	八幡平市平笠第19地割50番地2
住田フーズ株式会社食鶏処理工場	気仙郡住田町世田米字火石5番地1
株式会社甘竹田野畑	下閉伊郡田野畑村室場24番地4
プライフーズ株式会社軽米工場	九戸郡軽米町大字上館第20地割字横井内1番地2
株式会社フレッシュチキン軽米	九戸郡軽米町大字円子第2地割276番地31
株式会社阿部繁孝商店九戸工場	九戸郡九戸村大字長興寺第5地割138番地